

平成 28 年度事業計画書

第 1 章 策定基調

我が国の経済は、政府が大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「3本の矢」を一体として実行してきたことにより、デフレ脱却と経済再生に向けて前進がみられる。

先行きの景気は、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」などの効果により、穏やかな回復に向かうことが期待されている。さらに、政府は 2020 年に向けて、強い経済、子育て支援、社会保障の 3 分野に重点を置いた「新 3本の矢」を打ち出し、少子高齢化の問題に取り組む姿勢を明確にした。

こうした状況の中、我が国の国民生活、産業活動のライフラインとして重要な役割を果たすトラック運送業界は、時代の要請に応えたトラック産業の構築、安全かつ環境にやさしいトラック輸送の実現、魅力ある事業の確立・社会的地位向上のための施策の推進に向け、諸課題克服と業界に課せられた公共的な使命の達成、さらには今後のトラック事業の発展を期して、次に掲げる事業活動計画に基づき諸施策を積極的に展開していくこととする。

第2章 事業活動計画

I. 安心・安全と環境対策

1. 交通安全対策

社会との共生の一翼を担う、安心・安全・確実な輸送の実現および交通事故ゼロを目指すため、「トラック事業における事業用自動車総合安全プラン 2009」の周知徹底に努めるほか、関係法令の遵守、過労運転防止の徹底等、交通事故防止に向け以下の事業を実施する。

- (1) 事業用トラックによる交通事故等の把握と分析を行うとともに、交差点及び高速道路における事故・追突事故並びに大型・特殊車両の事故防止対策を推進する。

トラック運送事業は公共的な輸送事業であり、貨物を安全・安心・確実に輸送することが社会的使命であることを認識するとともに、トラックによる交通事故が社会に与える影響の大きさや他の運転者に与える影響の大きさなどを理解し、トラック運送の安全を確保する。また、他の運転者の模範や社会的責務を促すため、学識経験者や県内各警察署交通課から講師を招き、事故防止研修会を開催する。

また、健康障害に起因する交通事故防止のため定期健康診断の受診助成を行う。

- (2) 運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取組みの深度化、高度化を図る。

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、機会をとらえて啓発を行うとともに、会員事業者の運輸安全マネジメントに対する取組み等につき、巡回指導時や安全優良事業所に係る事前説明会等の機会に助言、指導を行う。

- (3) ドライブレコーダー並びにEMS機器の活用支援及び導入助成を行う。

安全対策を積極的に進めるため、つぎの安全機器の導入・装着に対し、国および全ト協の行う助成事業に協調助成を行う。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (ア) EMS用車載器(デジタコ等) | (イ) ドライブレコーダー |
| (ウ) 後方視野確認支援装置 | (エ) 後方センサー装置 |
| (オ) 衝突警報装置 | (カ) アルコールインターロック装置 |
| (キ) アルコール検知器 | (ク) ETC車載器 |
| (ケ) ETC2.0の導入助成 | |

- (4) 交通事故防止新潟県大会の実施。

交通死亡事故の絶滅を目指し、交通安全意識取組向上を図るため、交通事故防止新

新潟大会を開催する。

- (5) ドライバー等を対象とした安全教育訓練促進のため、受講に対する助成を行う。

全日本トラック協会が主催する運行管理者および運転者を対象とした「ドライバー等安全教育促進助成制度」に参加し、全ト協の参加枠に加え、当協会単独事業として訓練に係る参加費の一部助成を行う。

- (6) トラックドライバーコンテスト新潟県地方大会を実施し、安全運転技術等の向上を図る。

「法規の尊重と運転技能及び整備点検技術の向上を図り、交通事故の防止と環境負荷の低減に努めるとともに、トラックドライバーに誇りを持たせ社会的責務を自覚させる」目的で、ドライバーコンテスト新潟県地方大会を開催し、部門別優勝者を全国大会に派遣する。

- (7) 運行管理者の高度化に対応するため、運行管理者実務研修会を実施する。

輸送の安全確保を図るうえで、運行管理者には関係法令の遵守による交通事故防止と安全・安心・確実な輸送の実現が求められていることから、運行管理を適切に行うことによって、法令遵守の徹底を含め、高度化・多様化する荷主ニーズへの対応等に資するよう運行管理者および補助者を対象に研修会を開催する。

- (8) 運行管理者、整備管理者研修受講助成

適切な運行管理および整備管理を通じて交通事故防止を図るため、運行管理者講習、整備管理者研修に対する受講料の助成(特別講習は除く)の継続、ならびに運行管理者試験実施に協力する。

- (9) 適性診断手数料、運転経歴証明取得手数料助成

交通事故防止対策の指導に資するため、運転者に対し、自動車事故対策機構が行う適性診断の受診を促し、受診にかかる手数料(特定診断は除く)の助成並びに自動車安全運転センターからの運転経歴証明取得手数料の助成を行う。

- (10) ペースメーカー運動への参加(安全速度実践車スッテカー配布助成)

新潟県警察本部が主唱する「安全速度定着化のためのペースメーカー走行運動」に引き続き積極的に協力する。また、「速度抑制装置の不正改造排除運動」にも参加する。

- (11) 交通安全グッズ(夜間反射材等)の配布並びに横断歩道安全機器(LEDセンサ

ーライト)の提供(県警)

交通事故防止を県民に広く訴えるとともに、高齢者をはじめとし、交通安全グッズ(夜間反射材等)を配布し県民の交通安全意識の向上に資するとともに横断歩道安全機器(LEDセンサーライト)を提供し、交通安全に寄与する。

(12) 安全パトロール活動の推進

安全運転等の指導を積極的に推進するため、関係支部とパトロール活動を共同で行い、ドライバーへの激励や目視によるシートベルト着用、携帯電話の使用調査を行い、結果を指導・広報し安全確保の推進と啓発を図る。

(13) 交通安全運動への参加

春・夏・秋・冬の「交通安全運動」をはじめとした各種キャンペーンに積極的に参加するほか、年末年始の輸送繁忙期に全日本トラック協会を中心として取り組む「正しい運転・明るい輸送運動」にも参加し、交通事故防止の意識高揚と輸送の安全確保の維持向上に努める。

(14) メディア・ポスター等による啓発活動の推進

マスメディアを媒体とした広報、新潟県警察本部との共同による赤い看板の設置および安全対策に係わる資料、ビデオ、ポスター等の配布を通じて啓発活動を推進し、交通事故防止をトラック運転者や一般市民に広く訴えるとともに、社会と共生する業界イメージの向上に努める。

2. 環境対策事業

(1) エコドライブの促進を図るため、燃料消費量の削減効果が高いEMS機器等の導入助成を行う。

大気汚染防止、省エネルギーおよび安全運転を目的としたエコドライブの普及とETC車載器等の装着助成を行うとともに、環境対応車・省エネ機器の導入促進のため各種啓発活動を行う。また、環境にやさしいエコタイヤと再生タイヤの導入促進、会員の自主的な環境保全活動等に対し支援・助成を行う。

(2) 改正「省エネ法」への対応支援を行う。

グリーン経営認証事業所の普及促進と新規取得事業者に対する助成の他、アイドリングストップを支援するため、蓄熱マット、燃焼式ヒーター、バッテリー式冷房装置の導入助成を行う。

- (3) CNG(圧縮天然ガス)車、ハイブリッド車の導入に対する助成を行う。
環境対策として、CNG車、ハイブリッド車をはじめとした環境対応車の普及に取り組むため、全ト協との協調事業として促進助成を行う。また、低公害車の導入促進を図るためスタンド等のインフラ整備対策について、全ト協と連携して取り組む。
- (4) NOX・PM 等の排出ガスを削減するため、ポスト新長期規制適合車の購入に対し近代化基金融資による利子補給を行う。
- (5) 地球環境保全のためエコタイヤ・再生タイヤ等の導入助成を行う。

3. 労働対策事業

- (1) 自動車運転者の雇用対策の推進
自動車（大型・中型・けん引）運転免許取得者が減少している現状に鑑み、大型運転免許保有者の確保対策を推進するとともに、若年労働者の雇用等、少子高齢化による将来の労働力確保、特に運転者への就職意欲向上に期する諸施策について全日本トラック協会と連携して推進する。
- (2) 自動車（中型・大型・けん引）運転免許取得助成
大型運転免許保有者の雇用確保を図るため、自動車運転免許（大型・中型・けん引）の取得費用の一部を助成する。
- (3) トラック業界の若年労働力不足の対処として、国土交通省・全ト協と連携して、新卒者等の採用に向けた出前講座・企業見学会等の諸対策の取組みに努める。
- (4) 労働災害防止対策の推進
労働災害の約7割が荷役作業で発生しており、安全衛生管理の徹底を図るとともに、国の第12次労働災害防止計画および新たな「荷役作業における安全ガイドライン」の周知・普及を図るなど、陸上災害防止協会等と連携して労働事故防止対策を推進する。
- (5) 社会保険制度の周知および適正な加入促進
適正化事業実施機関の巡回指導等を通じて、コスト削減を「社会保険への未加入や不法脱退等の不公正な方法に求める」など、公正な競争を疎外する行為の防止を図り、社会保険等の適切な加入の促進を図る。
- (6) 過労運転等の防止対策の推進
過労運転等による労働災害防止を図るためには、適切な運行管理の維持確立が欠かせないため、適正化事業の巡回指導、交通事故防止研修会、運行管理者実務研修会等を通じて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」の周知指導を推進する。
- (7) 過重労働による健康障害防止対策の推進

過重労働による脳・心臓疾患（過労死等）、精神障害の労災認定件数が、ここ数年増加傾向にあることから、過重労働による健康障害防止に向けて啓発を行うとともに、健康状態に起因する事故防止を図るため、定期健康診断の受診助成を行う。

(8) 睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策の促進

交通事故防止とドライバーの健康管理を適切に行うための一助として、全日本トラック協会がトラック運転者等に対して行う睡眠時無呼吸症候群対策について、「SASスクリーニング検査助成事業」の利用促進を図る。

(9) 新型インフルエンザへの対応

新型インフルエンザの発生（パンデミック）に備え、全日本トラック協会及び新潟県等との連携を図り、必要に応じて感染予防対策、ワクチン優先接種に取り組む。

(10) 休憩・仮眠施設改善に係る費用の助成

労働安全対策を積極的に進めるため、ドライバー等の休憩・仮眠施設の環境整備を促進する改善工事費の一部助成を行う。

(11) 全ト協が行う各種調査等に対する協力

トラック運送業界が抱える諸課題に対する各種の調査等について、調査協力を行う。

(12) セミナー・懇談会等の開催

トラック運送業界が当面する労働諸課題等について、労働災害防止セミナー、物流政策懇談会等の場を活用し、現情勢の把握や情報・意見交換を行う。

II. 経営基盤・輸送秩序確立対策

1. 経営基盤確立対策・輸送秩序確立対策

(1) 原価管理に基づく適正運賃収受の推進及び荷主への理解促進の実施。

(2) 下請・荷主適正取引ガイドラインの積極的活用等、荷主とトラック運送事業者とのパートナーシップの確立のための対策、荷主との優越的地位の濫用防止対策の促進。

(3) 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の的確な運営と実現可能な対応策の検討及びパイロット事業への対応。

(4) 荷待ち時間の短縮及び燃料サーチャージ、荷役作業、有料道路料金の別建収受等運送契約に係る改善対策の推進。

① 新聞意見広告の展開

② 啓発ポスターの作成配布

③ トラック輸送適正取引パートナーシップ会議の活用

- ④ 「下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の改訂版の普及
- ⑤ 社会保険等の不加入等、公正競争を阻害する行為の防止活動(巡回指導等)

(5) 「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」の普及

(6) 消費税の増税に係る円滑な転嫁の推進

2. 税制・金融対策

- (1) 軽油引取税の当分の間税率(旧暫定税率)の廃止
一般財源化により課税根拠を失った当分の間税率(旧暫定税率)の廃止に向けて、全ト協と協調し、要望・陳情活動を展開する。
。
- (2) 自動車関係諸税の軽減・簡素化
自動車関係諸税の負担軽減及び簡素化等に向けて、全ト協と連携を図り要望活動を行う。
- (3) 石油石炭税に係る「地球温暖化対策のための課税の特例」について還付措置の適用
平成 24 年度から導入された地球温暖化対策のための税について、内航運送用船舶、鉄道事業用等と同様にトラック運送事業が使用する軽油についても、還付措置の適用を要望する。

3. 道路対策

- (1) 高速道路等の営業用トラックの通行料金の引き下げ及び各種割引制度等の拡充を要望する。
営業用トラックが最大限活用できる、終日、基本料金の減額化・営業車特別割引制度の創設若しくは大口多頻度割引の拡充等、高速道路等通行料金の実質的に大幅なる事業者負担軽減を強く、全ト協と協調して要望する。

Ⅲ. 燃料対策

1. 軽油価格変動対策について

- (1) 軽油価格高騰時等に対するデモストレーション等による要望活動の展開
軽油価格高騰時等による経営悪化の状況を国等に対して要望し、デモ活動等によるアピール行動を全ト協と連携して展開する。

- (2) 軽油燃料価格高騰時等におけるライフラインとしての営業用車両への優先供給、価格安定策等各種施策を要望
 - ア 軽油価格高騰抑制、安定供給確保（価格安定策、優先供給）のための環境整備について国等へ要望する。
 - イ 荷主関係団体等にトラック運送事業における軽油価格高騰に対する深刻な状況への理解促進を国に対して要望する。
- (3) 燃料サーチャージガイドラインの積極的な活用
トラック運送事業における燃料サーチャージガイドライン、下請・荷主適正取引推進ガイドラインについて、積極的な活用の推進を図る。
- (4) 軽油価格の動向を調査把握し、適正価格購入に資するため、会員に対して情報提供を実施する。
- (5) 軽油の安定確保のため、自動車用燃料供給施設の新増設に対する助成を実施する。

IV. 緊急救援物資備蓄、輸送対策

1. 緊急救援備蓄、輸送対策について

- (1) 事業用トラックによる災害時及び緊急事態の緊急救援物資輸送協定締結に伴う緊急輸送体制の確立に努める。（国民保護法対応を含む）
- (2) 新潟県等の行う総合防災訓練への参加を行う。（28年度は で実施予定）
- (3) 緊急輸送物資の備蓄の整備を図る。
- (4) 「災害発生時の緊急支援物資輸送対応標準マニュアル」に基づく体制整備を図る。

V. 規制改革等対策

1. 規制改革等対策について

- (1) 規制緩和の見直しの実現及び適正運賃の実現にむけた対応
 - ア トラック事業経営の健全化を図るため、参入基準の厳格化等規制緩和の見直しの促進のため、新規事業者の参入規制や多層構造の弊害の解消等を検討する全ト

協の作業部会に協調し、規制緩和の必要な見直しの対応を図る。

- イ 輸送秩序を混乱させる恐れのあるトラック事業に関する規制緩和については反対する。

(2) 重量品等特殊車両通行許可申請等手続の簡素化の推進

- ア 道路管理者により3~6ヶ月かかる場合がある特殊車両通行許可申請に要する期間について行政に運送事業者の現状の理解を努めるとともに、その短縮化を要望する。

VI. 経営改善対策

1. 経営改善対策について

- (1) 中小企業信用保険法に基づく特定業種(不況業種指定の場合)指定においては、現行セーフティネット保証制度の継続指定としての有利な取扱いの維持を図るとともに、引き続き、全ト協と協調し信用保証料助成、利子補給助成事業を行う。
- (2) 現下の事業環境を踏まえ、経営改善対策の一環として、全ト協との共催による「生産性向上セミナー」「原価管理セミナー」等を開催し、経営基盤強化を支援するとともにホームページ等を活用した広報を行う。
- (3) 全ト協経営改善対策事業への積極的な協力を通じ、中小企業の経営基盤強化等の支援を行う。
 - ア 経営改善対策事業の協調取組みを推進する。
 - イ 自動車用燃料供給設備整備助成事業を支援する。
 - ウ 経営分析事業の参加を支援する。
 - エ 経営相談事業の参加を推進する。
- (4) 青年経営者育成及び中小企業大学校講座受講促進助成制度の継続実施による人材育成に支援を行う。
- (5) 日貨協連関係事業の継続支援を行う。
- (6) 新潟県トラック事業協同組合連合会を核とした傘下事業協同組合の行う事業を支援する。

VII. 貨物自動車運送適正化事業

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「全国実施機関」という。）の平成28年

度事業活動指針に基づき、新潟県貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「新潟県実施機関」という。）においては、平成28年度適正化事業活動指針及び活動計画として、下記の事項を推進する。

1. 適正化事業の公正・着実な推進

(1) 行政との連携強化の推進

巡回指導において、悪質な法令違反が判明した場合に速やかに国土交通省に通報する等の新たな連携の仕組みが構築されることから、北陸信越運輸局並びに新潟運輸支局と連携を密にして、本制度の円滑かつ効果的な推進を図る。

巡回指導対象事業者の選定に際しては、北陸信越運輸局等の監査方針等との連携を十分に図るとともに、新潟運輸支局との定例会議等の開催により課題対応に係る連携強化を十分に図りつつ、適正化事業を推進する。

(2) 巡回指導の公正かつ着実な実施

巡回指導については、全国実施機関が策定した、「巡回指導マニュアル」に基づき、効果的・効率的な指導の実施に努める。

また、巡回指導は、事業者に対する具体的な指導が可能な機会であること及び安全性評価事業の評価項目であることから、公正かつ着実な実施を期すこととする。

新規事業者や悪質事業者及び小規模事業者など指導の必要性が高い事業者に重点をおき、優先度に応じた指導内容及び巡回頻度とし、中でも総合評価がD、E及びその他評価事業所に対するフォローアップ対策を強化する。

更にC評価事業者へのレベルアップ・霊柩事業者に対しては集団指導等を実施し、巡回指導目標件数を400事業所に設定し、その達成に努める。

(3) 輸送秩序確立等に係る指導及び広報啓発活動の推進

巡回指導等を通じ社会保険等への適正加入が改善出来ない事業者については、その状況を適宜運輸支局長に通報するなど対策を講じる。

また、輸送秩序確立等のため、全国実施機関と連携・協力し、事業者及び荷主企業並びに県民一般等に対する広報啓発活動を積極的に推進する。

(4) 適正・円滑な苦情処理

貨物自動車運送事業者及び利用者等からの苦情に対しては、対応マニュアルに基づき適正かつ円滑な処理に努めるとともに、新潟運輸支局と密に情報の連携を図る。

2. 安全性評価事業「Gマーク制度」への協力

全国実施機関が実施する安全性評価事業に関し、事業者等への周知、申請受付業務及び巡回指導の優先的な実施等により、安全性評価事業の円滑・適正な実施に協力し、トラック事業全体の安全性の取組向上が図られるように努める。

また、安全性評価事業を事業者及び荷主企業並びに県民一般等に広く周知するための広報活動については、全国実施機関と連携・協力して広報啓発及び各種媒体等を活用し相乗効果を高めるなど「Gマーク制度」の認知度アップ対策を積極的に実施する。

3. 評議委員会の適切な運営

新潟県実施機関に設置した新潟県評議委員会の運営にあたっては、新潟県実施機関の中立性、透明性の確保に努め、地域の実情に即した課題を積極的に諮るなど適切な運営を図るとともに、全国実施機関及び北陸信越運輸局並びに新潟運輸支局との連携にも十分配慮する。

特に、北陸信越運輸局及び新潟運輸支局より積極的な助言・協力の下に評議委員会を年度内に2回開催する。

4. 新潟県実施機関の適切な運営体制の確保

新潟県実施機関の中立性・透明性を確保するため、新潟県トラック協会の他部門とは引き続き表示を設置して区分する。また、必要に応じて規程等の見直しを行う。

5. 適正化事業指導員の専任化及び要員の確保

適正化事業を公正・着実に推進するため、現在の適正化事業指導員数の維持を図り、必要に応じて組織体制・運営方法の見直しなどを行う。

6. 運行管理者に対する指導啓発の推進

巡回指導を通して事業者及び運行管理者に対し、運送事業に係る関係法令及び改正点等について周知徹底を図るとともに、運行管理者及び補助者を対象とした運行管理者実務研修会を開催する。

Ⅷ. 広報・情報化・消費者対策

1. 広報・情報化対策

(1) 会員等への情報提供サービスの向上と業務の一層の効率化を図るため、全ト協等と協調し、IT環境の整備を図る。

(2) 機関誌「新ト協ニュース」及びホームページ等による情報提供と拡充施策の推進

- ア 業界及び関係行政機関の活動や、トラック運送事業経営に役立つ情報を提供するため機関誌「新ト協ニュース」を発行する。
- イ 情報発信の基盤的役割を担うホームページを運営し、常に鮮度の高い情報発信に努める。
- ウ 新聞、テレビ等の報道機関による取材に積極的に対応するとともに、交通安全、燃料問題、環境問題等、当面するトラック運送業界の現状と諸課題への取り組みについて全ト協と協調し、又は県ト協独自に社会・荷主等への広報に努める。

2. 消費者対策

(1) 標準引越運送約款等に関する啓発活動の推進

- ア 標準引越運送約款改正要望(適用範囲・キャンセル料金等の見直し)を推進する。
- イ 引越に関する啓発用パンフレットを全ト協と協調して配布する。
- ウ 全ト協引越部会が定めた「引越繁忙期実施事項」の周知を行う。

(2) 引越管理者講習の充実、引越事業者優良認定制度の円滑なる実施、消費者サービスの品質向上を図る。

- ア 引越講習(旧基本講習)と引越管理者講習(旧ステップアップ講習)を開催する。

(3) 引越、宅配便等に関する輸送相談の充実及び苦情処理への適正、迅速な対応をはかる。消費者のため輸送サービス相談の一層の充実に努める。

(4) 個人情報の適切な保護・管理に努める。

IX. 社会貢献事業の実施

トラック運送業界の社会的存在をアピールするため、次の事業を実施する。

(1) 交通遺児支援募金運動

(2) 道路清掃活動、地域防災訓練等への参加実施

(3) 交通安全対策推進機関への交通安全啓発グッズ、横断歩道安全機器等の提供

(4) 県の主催する災害ボランティア基金への出捐

(5) その他、業界アピールに有効な事項

X. 委員会、業種別協議会、部会活動

委員会、業種別協議会、部会を積極的に開催し、社会・経済情勢及び業界環境の変化にともなう諸課題に対応した活動の推進に努める。

1. 重量部会

- (1) 特殊車両通行許可制度および基準緩和認定制度を含めた関係法令の更なる周知と適正な運用に努めるとともに、県ト協、関東甲信越ならびに全ト協重量部会と連携し、重量品等特殊車両通行許可申請等手続の簡素化に向け、引き続き規制緩和への要望等を行う。
- (2) 県ト協、関東甲信越および全ト協重量部会等、関係団体の開催する各種研修会に積極的に参加し、重量物輸送事業者としての資質の向上と輸送の安全確保に努める。
- (3) 会員相互の連携強化および情報の共有化による輸送効率化対策の更なる推進と組織の拡充・活性化に努める。

2. タンクトラック部会

- (1) 関係機関および関係団体と協働し、危険物の荷卸時における相互立会いへの取組強化と事故防止の更なる推進に努める。
- (2) 県ト協、全ト協ならびに新潟県危険物事故防止連絡会と連携し、各種情報の共有と危険物取扱い等の知識や輸送に係る安全対策への構築に努める。
- (3) 組織の更なる拡充・活性化に努める。

3. 霊柩部会

- (1) 東日本大震災時の緊急輸送出動を教訓に関係機関および関係団体と連携し、有事を含め緊急時の輸送体制の再構築に努める。
- (2) 霊柩運送事業者として更なる事業適正化への推進並びに輸送秩序の維持・確立と適切な対応に努める。
- (3) 研修会の開催および全霊協等関係団体主催の各種研修会等への積極参加により、更

なる資質の向上に努める。

- (4) 霊柩運送事業者として関係機関と連携し、新型インフルエンザおよび感染症等の予防対策への推進に努める。
- (5) 新規および未加入事業者への加入促進による組織の拡充と極め細かな情報等の提供により、部会の活性化に努める。

4. 青年部会

- (1) 研修事業の更なる充実と次代を担う青年経営者育成の推進に努める。
- (2) ブロックおよび全国大会への積極参加と更なるヒューマンネットワークの拡充と連携に努める。
- (3) 社会貢献活動の更なる推進および県ト協主催の行事への積極的な参加・支援を行う。
- (4) 会員相互の連携強化と青年組織の更なる拡大・活性化に努める。

XI. トラック総合会館の運営

新潟県トラック総合会館の効率的な運営を推進するとともに施設の適切な保守管理と機能の充実を図り会員の利便性の向上に努める。

XII. 庶務関係

- (1) 叙勲、褒章、大臣表彰、運輸局長・支局長表彰の推薦
- (2) 正しい運転・明るい輸送運動、永年勤続運転者等の全ト協会長表彰の推薦
- (3) 新潟県トラック協会長表彰の実施
- (4) 予定会議は、総会、理事会、正副会長会議、各委員会、協議会、部会とする。

第3章ブロックトラック協会事業等への支援

I. 北陸信越ブロックトラック協会事業の推進支援を行う。

- (1) 北陸信越ブロックトラック協会の各種事業に運輸局所在トラック協会として主体的に取り組む。

2. 北陸信越地区物流政策懇談会の開催

- (1) 当面する諸課題について、ブロック管内の行政・労組・協会の機関代表者が意見交換し、意思の疎通をはかるため「北陸信越地区物流政策懇談会」参加するとともに、その運営について支援をする。